

特殊詐欺被害の未然防止に向けた70歳以上の組合員・ご利用者さまの ATMでのキャッシュカードによるお振込みの制限について

令和6年8月26日

J Aえちご上越

当J Aでは、警察庁等からの要請のもと、特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組みとして、一部の組合員・ご利用者さまを対象に、令和5年10月26日からATMでのキャッシュカードによるお振込みを制限させていただきます。

新潟県をはじめ全国的に特殊詐欺被害（振り込め詐欺、還付金詐欺など）が増加していることを踏まえ、今回新たに対象となる組合員・ご利用者さまについて、下記日程のとおり、ATM振込限度額を引き下げさせていただきます。

今回の取組みは、組合員・ご利用者さまの大切な貯金をお守りするための対策ですので、大変ご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 対象となる組合員・ご利用者さま

過去3年間、キャッシュカードによるATM振込のお取引がない満70歳以上の個人の組合員・ご利用者さま

2 利用制限について

上記1に該当する組合員・ご利用者さまは、J Aバンクキャッシュカードを利用した1日あたりのATM振込限度額を0円に制限させていただきます。

（注）キャッシュカードによる「お預け入れ」や「お引き出し」は従来どおりご利用いただけます。

3 利用制限の開始日

令和6年10月24日（木）

4 キャッシュカードによるお振込みをご希望の組合員・ご利用者さま

お手数ですが、通帳、お届け印、運転免許証等の本人確認書類をご持参のうえ、お取引のある店舗窓口までお申し出ください。

以上

本件に関するお問い合わせ

J Aえちご上越 金融課

(025) 527 - 2020